

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	
繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書								
繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額	1	円	(2) の 内 訳	繰り戻す還付所得連結事業年度			繰り戻す繰戻対象震災損失金額	
							3	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	2			平	・	・	①	円
				平	・	・		
				平	・	・	②	
				平	・	・		

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が令和3年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条《連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、次の表の⑤の金額を記載します。

連結欠損金額（別表四の二「50の①」）	①	円
各連結法人の別表七の二付表二の二「差引震災により生じた損失の額5の③」欄の金額の合計額	②	円
別表七の二付表二の二「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった繰戻対象震災損失金額6」欄の金額	③	円
②－③（マイナスの場合は0）	④	円
①と④のいずれか少ない金額	⑤	円

- (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

- (注) 当該連結事業年度前に前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、既に改正前震災特例法第23条又は令和2年旧法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。

- (3) 「繰り戻す繰戻対象震災損失金額3」には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

- 3 平成23年3月11日を含む連結事業年度の法人税の連結確定申告書（仮決算の連結中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七の二及び別表七の二付表二の二並びに「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。